

令和4年度 第3回

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 議 資 料

〔 諮 問 〕



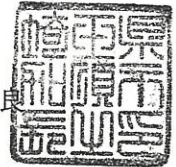
加須市個人情報保護に係る事務処理についての諮問書

加健発第212号

令和4年12月6日

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会会長 様

加須市長 角 田 守 良



個人情報保護に係る事務処理に関し、加須市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 個人情報保護に係る事務処理の区分

個人情報を取扱う事務の委託についての諮問

2 諮問内容

市では、今冬の新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えるため、65歳未満の有症状者又は濃厚接触者のうち、重症化リスクの低い方等を対象に、新型コロナとインフルの同時検査キットを無料で配布することしました。

新型コロナとインフルの同時検査キットの配布業務の円滑な実施と職員の負担軽減を図るため、配布対象者からのWEB申請受付業務と申請者への検査キットの配布業務について、市の機関以外のものに委託することについて、審議会の意見を求めるものです。

3 所管課

健康医療推進課

1 個人情報を取り扱う事務を市の機関以外のものに委託することについての諮問

(第11条第1項関係)

所管課：健康医療推進課

業務委託の内容	業務委託の開始年月日	取り扱う個人情報	個人情報保護措置
<p>○業務委託の内容 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時検査キットの配布業務の円滑な実施と職員の負担軽減を図るため、対象者からのWEB申請受付業務と対象者への検査キットの配布業務について、市の機関以外のものに委託すること。</p> <p><委託先> 東武トップツアーズ（株）</p>	<p>令和4年 12月13日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・氏名 ・生年月日 ・電話番号 ・メールアドレス ・健康状況 ・家庭状況 	<p>・契約書は、加須市の様式を使用し、「個人情報保護への対応」及び「加須市個人情報取扱特記事項」に基づく個人情報保護に関する事項を規定する。</p>

【取扱いに関する条例の規定】

- ・条例第11条第1項

「実施機関は、個人情報を取り扱う事務を市の機関以外のものに委託するときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、個人情報の適切な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。」



新型コロナ・インフル同時検査キットの配布

1 個人情報取扱事務の名称

新型コロナウイルス・季節性インフルエンザ同時検査キット配布業務
(所管課：健康医療推進課)

2 業務の内容

今冬の新型コロナウイルス（新型コロナ）と季節性インフルエンザ（インフル）の同時流行に備えるため、65歳未満の有症状者又は濃厚接触者を対象に、新型コロナとインフルの同時検査キットを無料で配布します。

	内容
対象者 (右記の全てを満たす方)	① 加須市に住民登録がある方 ② 65歳未満で発熱等症状がある方又は同居の家族に陽性者のいる濃厚接触者 ③ 基礎疾患がない又はBMI30未満等、重症リスクの低い方 ④ ご自身で検体を採取することが可能な方
配布数	10,000個 ※第7波(8,9月)の感染者数4,767人×市平均世帯員数2.27人
申請手続	① 開始日時：令和4年12月15日 正午 ② 方法：加須市ホームページから電子申請
配布期間	令和4年12月16日から令和5年1月31日まで※正午迄受付分を15時郵送
配布方法	レターパックにて郵送

3 業務の目的

新型コロナとインフルが同時期に流行することで、多数の患者が医療機関への受診が想定される中、自宅等で自ら同時検査キットでの検査を行い、オンライン診療等を活用してもらうことで、感染拡大を防止するとともに、医療機関のひっ迫を防ぎます。

4 委託の内容等

- 既存のWEB申請システムを本件業務用に改修する。
- 対象者からのWEB申請の内容を確認し、発送者リストを作成する。
- 発送者リストから宛名ラベルを作成し、レターパックに「検査キット」と「市からの通知文」を同封し、発送する。
- 本件業務の委託期間中、健康医療推進課内に担当者を1名配置する。

5 検査後の対応

- 新型コロナ陽性の方：県の陽性者登録窓口に登録し、指示等による療養
- インフル陽性の方：かかりつけ医等による抗インフルエンザ薬等の処方・服薬等

6 特記事項

財源については、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用します。

(案)

加須市委託契約書

- 1 委 託 名 新型コロナウイルス・季節性インフルエンザ同時検査キット配布業務委託
- 2 履 行 場 所 加須市が指定した場所
- 3 履 行 期 間 契約日から令和5年1月31日まで
- 4 委 託 料 金 12,822,854 円
(上記委託料金のうち取引に係る消費税額及び地方消費税の額)
金 1,165,714 円
- 5 契 約 保 証 金 免 除
- 6 前 払 金 な し
- 7 その他特定条件 な し

上記の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年12月 日

発 注 者 住 所 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

氏 名 加須市
加須市長 角田 守良



受 注 者 住 所 さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル8階

氏 名 東武トップツアーズ株式会社 さいたま支店
事務所長 大矢野 健



仕 様 書

1 件名

新型コロナ・インフルエンザ同時検査キット配布委託業務

2 概要

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えるため、65歳未満の有症状者又は濃厚接触者を対象に、新型コロナとインフルの同時検査キットを郵送で配布し、感染拡大を防止するとともに、医療機関の逼迫を防ぐ。

3 対象者

①～④のすべてを満たす方

① 加須市に住民登録がある方

② 65歳未満で発熱等症状がある方又は同居の家族に陽性者のいる濃厚接触者

③ 基礎疾患がない又はBMI30未満等、重症化リスクの低い方

④ ご自身で検体を接種することが可能な方

4 配布数

10,000個

5 配布期間

令和4年12月16日（金）～ 令和5年1月31日（火）

※ 土・日・年末年始を除く28日間

6 受付・受取方法

電子申請で受付、郵送（レターパック）にて配布

前日12時から当日12時受付分を、当日15時までに郵送

7 委託業務内容

（1）電子申請システムの構築と運用

- ・WEB申請システム（キット1個につき1申請）を作成し、運用テストを行い開始する。
- ・発送者リストを作成し重複申請等を確認し、重複者への連絡を行う。
- ・申請手続き完了のEメールをリマインド送信する。

（2）通知物の印刷及び検査キットの梱包・発送

- ・検査キットの使用法、陽性時の対応等についてチラシを作製。通知物の印刷内容に関して、事前に健康医療推進課に校正の確認を行う。
- ・検査キット1個と同封通知物を加須市の封筒に入れ10,000個作成する。
- ・検査キットは追跡サービス付きのレターパックを購入し速やかに発送する。

(3) 発送者の宛名印字

宛名印字に関しては、漢字又はカナ印字にて行う。

(4) 問合せ対応

- ・検査キットに関する問合せに対応し、必要に応じて健康医療推進課に報告する。
- ・健康医療推進課に問合せ担当者を1名配置し対応する。

8 委託料の請求

委託検査終了後、請求書による口座払いとする。

9 秘密保持

本契約に基づく業務の遂行にあたり、申請者の個人情報を取り扱うため、加須市個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

10 その他

本仕様に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて協議の上決定する。

加須市個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務上知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後においても同様とする。

3 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約により業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第5 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の返還)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法による。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(事実の公表)

第12 受注者の責に帰する事由により、受注者が個人情報取扱特記事項に関する義務に違反し、発注者が損害を受けたと認めるときは、発注者は、その事実を公表することができる。

(その他)

第13 受注者は、前第1から第12までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。